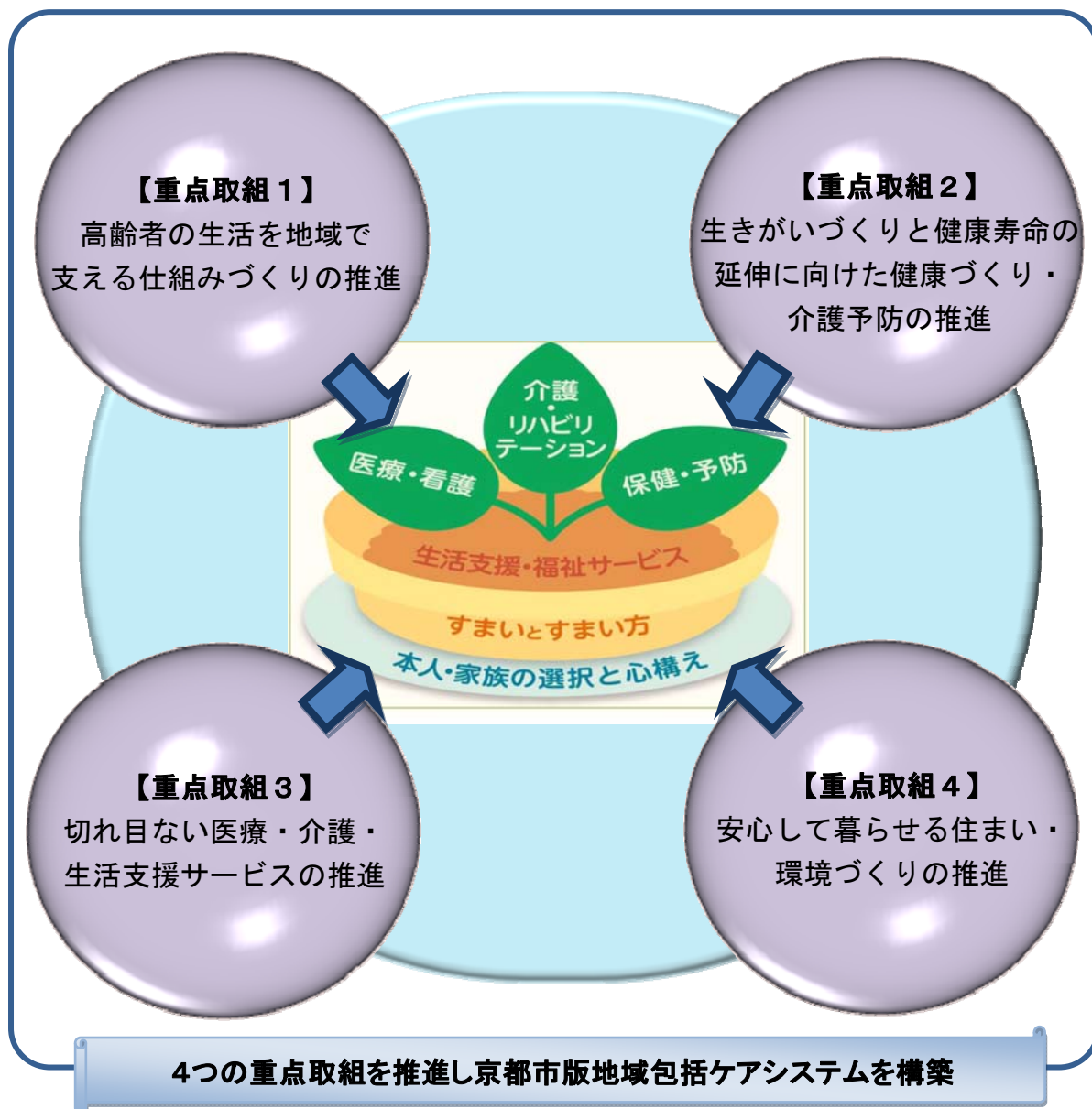


第5章 重点取組ごとの施策・事業

第6期プランにおける重点取組

第6期プランでは、平成37（2025）年を見据えて「京都市版地域包括ケアシステム」を構築するため、4つの重点取組の下、第5期プランに掲げる施策・事業の継続・見直しや、新たな施策・事業の展開に取り組みます。第6期プランの施策・事業数は167項目となり、うち新規は36項目、充実は18項目となります。

■ 4つの重点取組



（参考：平成26年3月 地域包括ケア研究会「地域包括ケアシステムを構築するための制度論等に関する調査研究事業報告書」）

重点取組1：高齢者の生活を地域で支える仕組みづくりの推進

《取組方針》

医療、介護等のあらゆる関係者が参画する支援ネットワークである「地域ケア会議」を軸として、地域のネットワーク構築や、地域で必要とされるサービスの把握や対応等に取り組み、京都市版地域包括ケアシステムの構築を一層進めていきます。

また、認知症高齢者の増加に対応していくため、認知症の早期発見・早期相談・早期診断に向けた取組を進めるとともに、認知症の人の状態に応じて適切なサービスが受けられるよう、認知症の人と家族を支える取組を積極的に進めていきます。

今後とも、ひとり暮らし高齢者をはじめとする要援護高齢者が増加していくと見込まれる中、高齢者が孤立することなく、地域との絆でつながりながら、できる限り住み慣れた地域で暮らしていけるよう、住民自治の伝統や支え合いの精神に基づいて培われてきた京都の地域力を生かし、見守りをはじめ地域全体で世代を超えて高齢者の暮らしを支援する仕組みづくりを進めていきます。

1 地域での支援ネットワークの強化

(1) 地域ケア会議の充実

《取組内容》

- これまで、基本的に個別ケースへの支援方針や地域における見守り活動の検討を中心に学区ごとに実施してきた地域ケア会議について、地域の医療機関をはじめとする関係機関の参画を得て、地域課題の発見及び解決に向けた検討を行う機能を、日常生活圏域レベル、区・支所レベル、市レベルまでの各階層で有効に発揮できるよう、既存の会議に加え、新たに日常生活圏域を標準とする地域ケア会議を設置し、地域ケア会議の全体構成を機能別、エリア別に再構築のうえ、実施します。
- 地域ケア会議に、地域の医療機関をはじめとする関係者に参画いただくことで、医療と介護をはじめとする多職種協働を推進し、個別支援を起点として、地域のネットワーク構築や、地域で必要とされているサービスの把握や対応等につなげていきます。

《施策・事業》

- 新たな体系での地域ケア会議の推進《新規》
- 医療と介護をはじめとする多職種協働の推進《新規》
- インフォーマルサービスなど地域課題への対応《新規》

【参考】地域ケア会議の推進について

平成27年度の介護保険制度改正において、地域支援事業の充実の柱の一つとして、「地域ケア会議の推進」が掲げられています。

各市町村においては、平成27年4月には、適切な支援を図るための検討を行うとともに、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制の検討を行う「地域ケア会議」を設置することとされています。

本市においては、これまでから見守り活動等、個々の方への支援を中心とする学区を単位とした地域ケア会議をはじめ、区域や市域を単位とした地域ケア会議において、高齢者の支援や地域のネットワークの構築に取り組んでいます。

平成27年度からは、これらに加えて、新たに日常生活圏域を標準とする地域ケア会議を設け、個別支援を起点として、地域のネットワーク構築や、地域・市域で必要とされるサービスの把握や対応等に取り組んでいきます。（81ページの図参照）

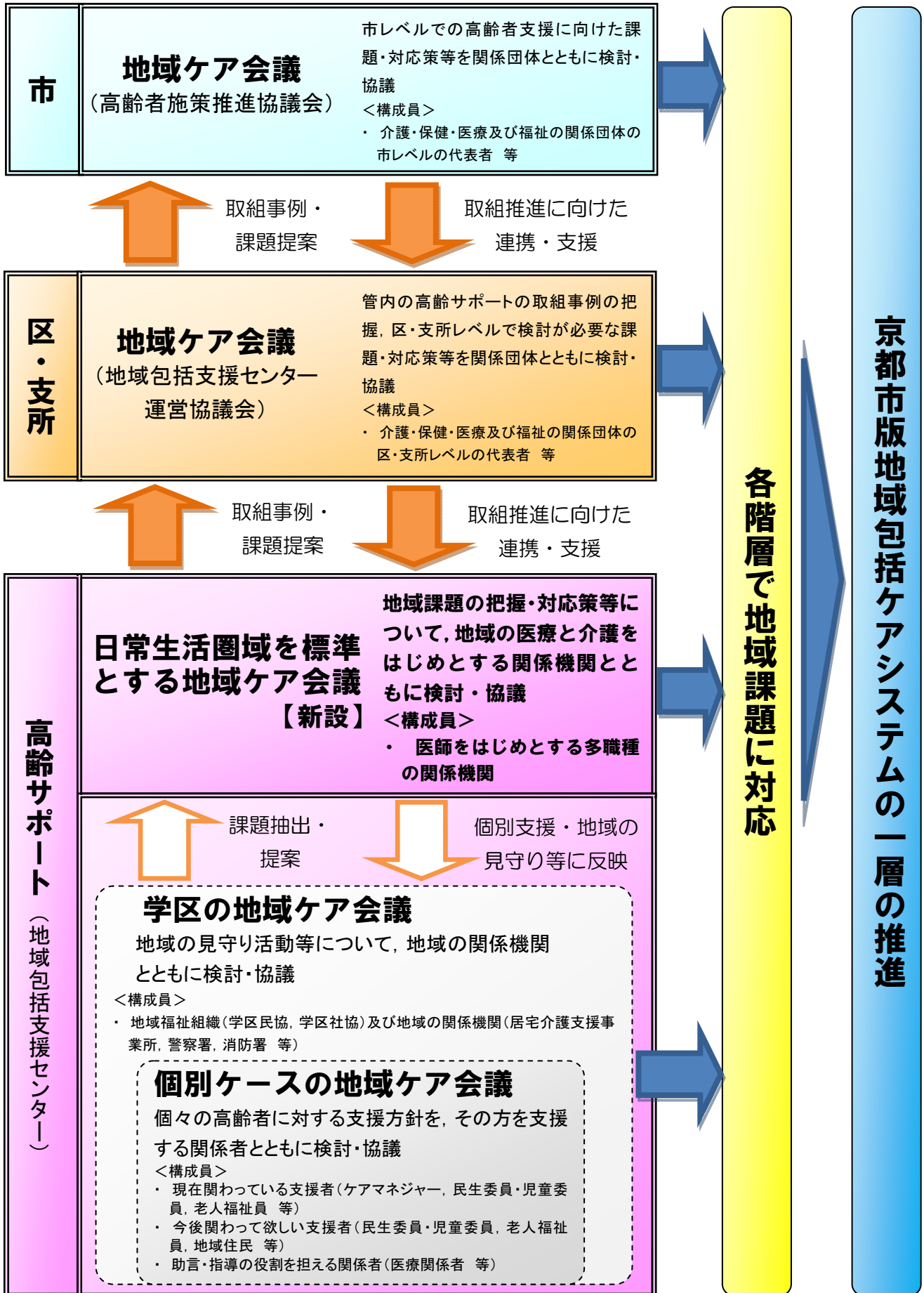


＜地域ケア会議①＞



＜地域ケア会議②＞

■ 地域ケア会議の体系



(2) 高齢サポートの機能の充実

《取組内容》

- 再構築後の地域ケア会議を実効性のあるものとしていけるよう、その推進役としての役割を担う高齢サポートについて、現行の初任者・現任者研修等に加え、新たに管理責任者（センター長）を対象に研修を実施するなど、機能の充実及び運営の質の維持・向上に取り組みます。また、「団塊の世代」が全て75歳以上となる平成37（2025）年に向けて高齢化が一層進展することが見込まれていることから、それに対応できる高齢サポートの運営体制の適正化について検討します。
- 大学と連携し、高齢サポートによるひとり暮らし高齢者への訪問状況、相談・支援内容やニーズについて、GISシステム（地理情報システム）を活用し、様々な条件を組み合わせた分布図の作成をはじめ、関係機関との情報共有の下、地域での課題解決に向けた取組を推進することを目的とした調査研究を試行実施します。
- 高齢者の身近な相談窓口である高齢サポートの認知度を高めるため、高齢者を中心に広く地域全体に情報発信します。

《施策・事業》

- 高齢サポートの機能の充実及び運営の質の維持・向上《新規》
- 高齢者人口の増加等に対応した高齢サポートの運営体制の適正化《新規》
- GISを活用した高齢サポート等による高齢者支援に向けた調査研究の実施《新規》
- 高齢サポートの情報発信の推進



＜高齢サポート＞



＜高齢サポートシンボルマーク＞

(3) 地域での相談・見守り体制の充実

《取組内容》

- 高齢者が地域の中で安心して暮らし続けられるよう、地域福祉組織等との情報共有による地域における見守り体制を推進するとともに、民生委員・児童委員、老人福祉員、社会福祉協議会等による相談・援助活動を推進します。
- 地域住民や団体が主体となって運営する高齢者の居場所づくりについては、地域とのつながりの中で、高齢者の孤立化や閉じこもりの防止、認知症の早期発見や進行防止等により一層資するものとなるよう、取組事例集の作成や、運営主体間の情報共有、関係機関との連携等、質的な底上げと多様化に取り組みます。
- フォーマル・インフォーマル資源の情報について、地域ケア会議等の場における関係者間での共有や地域への情報提供を行います。また、様々な媒体を活用し、保健福祉をはじめとした高齢者全般にわたる各種サービスの情報を総合的に提供します。さらに、長寿すこやかセンターにおける「認知症の人の介護家族交流会」や、地域で活動している介護家族の会など交流や情報交換の場について積極的に情報提供します。
- 高齢又は障害のある外国籍市民の方で、言葉や文化等の問題で、情報を入手しにくかったり、必要な保健福祉サービスが利用できない方を対象に、情報提供や利用支援等の活動を行う団体に対する助成を行います。
- 「地域コミュニティ活性化推進計画」に基づき、地域住民相互の協力と支え合いの精神に基づく自主的な地域活動を支援します。
- 「京（みやこ）・地域福祉推進指針2014」に基づき、「コミュニティソーシャルワーク（地域支援・生活支援）」の強化・推進を図る「地域あんしん支援員設置事業」の導入により、福祉的課題があるが制度の狭間にある方や、制度への申請を拒否する方、そして社会的孤立を象徴する、いわゆるごみ屋敷の問題等の困難な事案への対処等、地域の様々な専門機関が持つ力を結集させ、支援機能を強化する取組等を進めます。また、地域における高齢者の支援等、地域福祉活動で重要な役割を担っている社会福祉協議会が市域、区域、学区域で重層的な事業の展開が図れるよう支援します。
- 地域住民や学生等による高齢者等を対象とする福祉ボランティア活動や市民活動を支援するため、福祉ボランティアセンター及び市民活動総合センターで、その活動に関する情報提供や個人・グループの情報交換の支援等を行います。また、大学やNPO等が主体となり高齢者を対象に実施する生活支援サービスについて、こうした生活支援が更に広がっていくよう、現在、取組を進める大学、NPO等の活動に関する情報提供等に取り組みます。

《施策・事業》

- 地域における見守り体制の推進
- 民生委員・児童委員，老人福祉員，社会福祉協議会等による相談活動の推進
- 身近な居場所づくりの充実《充実》
- フォーマル・インフォーマル資源の情報提供《充実》
- 様々な広報媒体を活用した高齢者保健福祉サービスの情報提供
- 介護家族が集まって交流や情報交換をする場の情報提供
- 高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業の実施
- 「地域コミュニティ活性化推進計画」に基づく取組の推進
- 「京（みやこ）・地域福祉推進指針2014」の推進《充実》
- コミュニティソーシャルワークの強化・推進《新規》
- 社会福祉協議会による地域福祉活動への支援
- 地域住民や学生等によるボランティア活動や市民活動への支援
- 大学・大学生やNPO等との連携の推進《新規》

【数値目標】

目標指標	平成26年度（2月末）	平成29年度
居場所設置数（累計）	236箇所	400箇所

※ 平成29年度までに，元学区に概ね2箇所の設置を目標とする。



＜高齢の居場所①＞



＜高齢の居場所②＞

(4) 世代を超えて支え合う意識の共有**《取組内容》**

- 市民すこやかフェアなどを通じて、多世代が交流できる機会づくりに努め、世代間交流の重要性について啓発します。また、高齢者福祉施設と児童館をはじめとした児童福祉施設等との交流を促進し、各施設間でネットワークづくりを進め、長寿社会への理解を促します。
- 高齢者どうし、また、高齢者と若者や子どもたちとの世代を超えた交流を推進するため、地域住民や団体が主体となって運営する身近な居場所づくりを推進します。また、学校ふれあいサロン等の学校施設の活用や学校ふれあい手づくり事業において世代間交流を促進するとともに、地域住民の方を地域教育サポーターに委嘱し、地域における生涯学習活動を通じた世代間交流を図るなど、世代間交流や地域コミュニティに資する取組を推進します。さらに、子どもから高齢者までの多世代が憩い、健康づくり活動の場として利用できる公園整備を進めるとともに、市営住宅団地における地域コミュニティに資する活動の場として、平成27年4月から、市営住宅の住戸を大学が借上げ、そこに学生が居住するとともに、大学が「地域連携支援センター」の分室を設置・運営し、子育て世帯や高齢者の支援等を行うことで、住民との協働により団地の活性化に資する取組を推進します。
- 児童・生徒・青少年が、高齢者をはじめとする社会福祉に関心を持つよう、福祉教育・ボランティア学習の推進やボランティア体験活動にふれる機会を充実させます。また、中学校が授業の一環として、福祉ボランティア体験をはじめとする社会体験活動に取り組む「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業を実施します。
- 多年にわたって社会に貢献された100歳を迎える高齢者の長寿を祝い、記念品を贈呈する敬老記念品贈呈事業を実施します。
- 本市の人権施策の基本方針を示した「京都市人権文化推進計画」に基づき、高齢者問題を含むあらゆる人権課題について、より多くの市民の皆様の関心・理解が高まるよう、様々な啓発事業を実施し、人権文化の息づくまちづくりを更に推進します。

《施策・事業》

- 市民すこやかフェアをはじめとする各種イベント等における世代を超えた交流機会の拡大
- 世代を超えて交流を図るネットワークづくりの促進
- 身近な居場所づくりの充実（再掲）《充実》
- 学校ふれあいサロン等の学校開放施設の利用促進

- 子どもから高齢者まで多世代が憩い、健康づくり活動の場として利用できる公園整備の推進
- 市営住宅団地における地域コミュニティに資する活動の場の整備<<充実>>
- 福祉教育・ボランティア学習の推進
- 学校におけるボランティア体験活動の推進
- 中学生の社会体験活動「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業の実施
- 敬老記念品贈呈事業の実施
- 「京都市人権文化推進計画」に基づく事業の推進



<世代間交流①>



<世代間交流②>

2 認知症等の要援護高齢者支援の充実

(1) 権利擁護の推進

<<取組内容>>

- 高齢者の権利擁護に関する様々な制度が広く市民の皆様に理解され、その利用が促進されるよう、パンフレット等の作成・配布や成年後見等を行う家族等への研修を実施します。また、権利擁護に関わる関係行政機関及び民間団体等で構成する「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」の運営や、高齢者の権利擁護推進や認知症高齢者等の専門機関である長寿すこやかセンターにおいて一般相談や弁護士等による専門相談を実施し、権利侵害について関係機関と連携を図りながら解決に努めます。
- 長寿すこやかセンター内に設置した「成年後見支援センター」において、成年後見制度の普及啓発、相談対応、手続きに係る支援など、ワンストップサービスを提供するとともに、市民後見人を養成します。また、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方が地域で生活するうえで必要な福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行う日常生活自立支援事業について、事業の実施主体である社会福祉協議会と連携し、取組を推進します。なお、これらの取組を一層推進するため、長寿すこやかセンターの事業の再編について検討します。

- 身寄りのない重度の認知症高齢者等で成年後見制度の利用が必要な場合には、市長による後見開始の申立を行うとともに、経済的困窮者を対象として申立費用及び後見人報酬に対する助成を行い、制度の利用を支援します。
- 虐待の早期発見と早期対応を目的として、地域の見守りや関係者の連携支援体制の強化のため、早期発見・見守りの役割を担う地域の関係者や、区役所・支所、高齢サポート、医療機関や介護サービス事業者等のネットワークづくりを進めるとともに、区役所・支所と高齢サポートが中心となり、医療機関、警察等の地域の関係機関とも連携・協力しながら高齢者や養護者・家族の生活を支援します。
- 虐待を受けている高齢者を保護する必要がある場合は、老人福祉法におけるやむを得ない事由による措置を活用した、緊急一時保護体制である緊急入所システムや短期入所生活介護緊急利用者援護事業（緊急ショートステイ）、高齢者虐待シェルター確保事業等により、高齢者の安全を確保します。
- 施設・事業所職員に対するケアの技術向上や虐待に関する研修を実施し、施設・事業所内での虐待の防止に向けた職員の資質向上に取り組むとともに、一般市民に対する広報・啓発としてのリーフレット作成や講演会、また、養護者や高齢者福祉に携わる関係者等に対する虐待防止のための研修会等を開催します。また、施設に対する監査等を通じて、虐待防止に向けた必要な指導等を行うとともに、虐待等の通報があった場合には、施設等に対して速やかに事実確認を行い、適切に対処します。

《施策・事業》

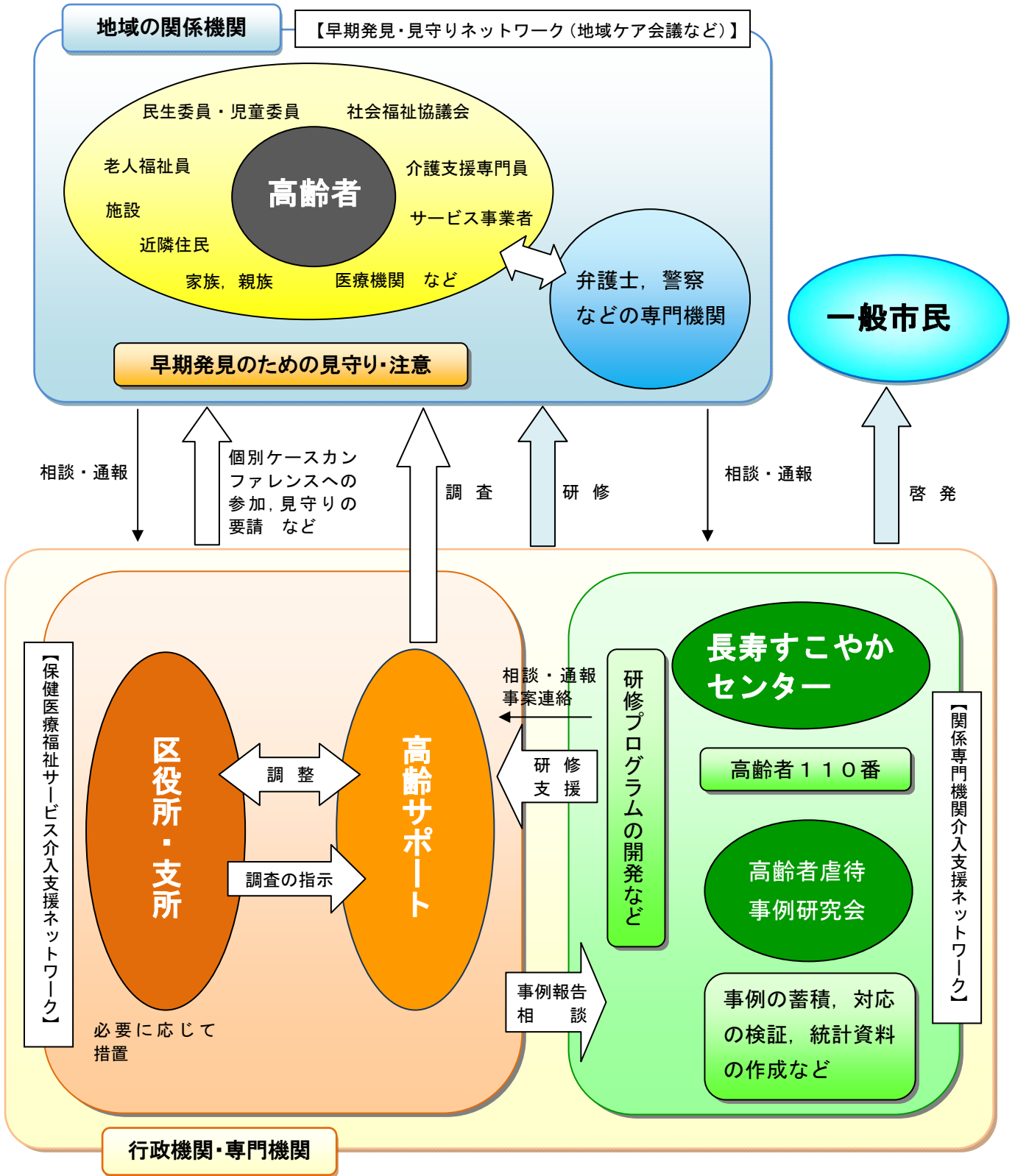
- 権利擁護に関する制度の周知・広報及び相談事業の推進
- 成年後見支援センターにおける成年後見制度の普及・啓発及び市民後見人の養成
- 市長申立など成年後見制度の利用促進
- 日常生活自立支援事業の推進
- 高齢者虐待の早期発見・早期対応など区役所・支所と高齢サポートを中心とした関係機関の連携・協力によるチーム対応
- 虐待等の緊急時に一時的避難ができる場所の確保
- 施設・事業所における虐待の防止の徹底
- 虐待に関する周知・啓発、研修会等の実施

【数値目標】

目標指標	平成26年度（2月末）	平成29年度
市民後見人の成年後見人等受任件数（累計）	16件	65件

※ 各年度概ね15件の受任を目標とする。

【高齢者虐待防止に係る体制イメージ】



(2) 認知症施策の推進

〈取組内容〉

- 区役所・支所，高齢サポート，医師会等との連携により，「京都市版認知症ケアパス」の地域での活用が進むよう，認知症の人の生活を医療と介護が一体となり支援する認知症ライフサポートモデルの考え方に基づき，普及・啓発を図ります。
- 地域ケア会議に，地域の医療機関をはじめとする関係者に参画いただくことで，医療と介護をはじめとする多職種協働を推進します。また，認知症の人の診療に習熟し，かかりつけ医への助言その他支援を行い，専門医療機関や高齢サポート等との連携の推進役となる認知症サポート医について，高齢サポート数と同等の人数を確保するため，年次的に増員を図るなど，地域の医療機関と介護機関との連携の更なる強化と認知症医療体制の充実を図ります。
- 認知症疾患医療センター，地域の医療機関及び介護サービス事業者等の関係機関との連携を図る認知症地域支援推進員を配置し，関係機関の連携を推進します。また，医療と介護の連携の下，認知症の人やその家族に対する個別訪問を実施し，適切な支援を行う「認知症初期集中支援チーム」の設置などにより，認知症の初期の段階から適切な支援につなげられる体制の充実を図ります。
- 徘徊時の早期発見や事故の未然防止のため，徘徊模擬訓練や，身近な地域での早期対応ネットワークづくりを支援し，京都府・京都府警察や府内市町村との連携により，広域での行方不明時早期発見ネットワークの運用と併せて，徘徊しても安全に自宅等に戻れる地域づくりを進めます。
- 若年性認知症の人を支援するため，高齢者福祉，障害保健福祉，保健医療の担当部署及び若年性認知症の相談窓口である長寿すこやかセンターにより構成する若年性認知症支援連携プロジェクトチームを中心に，若年性認知症の人や家族，支援者等との意見交換会の実施や，障害分野と介護分野で相互に活用できる制度・サービス等について学べる研修の検討・実施をはじめ，支援機関の連携・協力体制の確立・強化に取り組みます。
- 認知症に対する誤解や偏見をなくすとともに，認知症になっても尊厳をもって，できる限り住み慣れた地域の中で，よい環境の下，安心して暮らし続けていくことができるまちづくりを一層推進するため，認知症あんしんサポーターの更なる養成や，認知症や介護に関する知識を更に高める「認知症あんしんサポーターアドバンス講座」を実施します。また，長寿すこやかセンター，高齢サポート等において認知症に関する相談事業を推進します。
- 保健センター・支所が実施する健康教育の中で，認知症の原因の一つである動脈硬化症や脳卒中等の生活習慣病の予防に関する知識についての普及・啓発を図ります。また，保健センター・支所の精神保健福祉相談員や保健師が実施する地域精神保健福祉活動の中で，必要に応じて認知症の人がいる世帯に対し

て訪問し適切な医療につなぐなど、医療機関との連携を図り、必要な指導・助言を行います。

- 認知症介護関係者やその指導的立場にある者に対して、認知症の介護に関する実践的研修を実施することにより、認知症ケア技術の向上を図るとともに、市民の皆様に対しては、長寿すこやかセンターにおいて、認知症をはじめ、介護に関する基礎的な技術や知識に関する講座を開催し、認知症をはじめとした介護に関する市民の皆様への理解の普及を進めます。

《施策・事業》

- 認知症ライフサポートモデルに基づく認知症ケアパスの普及・活用《新規》
- 医療と介護をはじめとする多職種協働の推進（再掲）《新規》
- 認知症医療体制の充実《充実》
- 認知症疾患医療センターをはじめとする関係機関の連携の推進
- 認知症初期集中支援チームの設置など認知症の初期段階での対応の充実《新規》
- 認知症等の徘徊対応の仕組みづくり《新規》
- 若年性認知症施策の推進《新規》
- 認知症あんしん京（みやこ）づくり推進事業の実施
- 長寿すこやかセンター等による認知症に関する相談事業の推進
- 認知症の一因とされる生活習慣病の予防に関する知識の普及・啓発
- 認知症の人がいる世帯への訪問指導の実施
- 施設・事業所の認知症ケア技術の向上
- 市民のための介護講座の実施

【数値目標】

目標指標	平成26年度	平成29年度
認知症サポート医養成者数 (累計)	29人	61人

※ 平成29年度までに、本市の61箇所の高齢サポート数と同等の規模で養成することを目標とする。

目標指標	平成26年度（12月末）	平成29年度
認知症あんしんサポーター 養成者数（累計）	58,012人	80,000人

※ 各年度概ね7,500人の養成を目標とする。

【参考】認知症施策の推進について

平成27年度の介護保険制度改正において、地域支援事業の充実の柱の一つとして、「認知症施策の推進」が掲げられています。

各市町村においては、平成30年4月には、原則として次の事業項目を総合的に実施することが求められています。

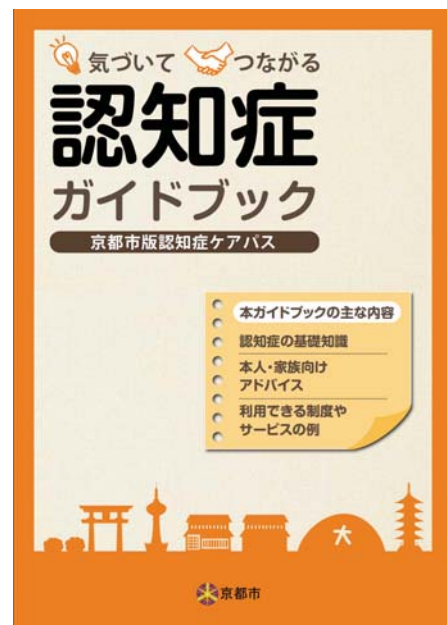
- ① 認知症初期集中支援推進事業
- ② 認知症地域支援推進員設置事業
- ③ 認知症ケア向上推進事業

本市においては、認知症地域支援推進員を配置し、医療、介護、生活支援サービスが有機的に連携した地域ネットワークの構築に取り組んでいます。また、認知症の症状の程度を簡易に自己診断できる認知症セルフチェックシートや認知症の本人の状態に応じた適切な医療と介護のサービス提供の流れを示す「京都市版認知症ケアパス」の作成など、認知症の早期発見・早期相談・早期診断による連続性を重視した支援を総合的に推進しています。

第6期プラン計画期間においては、国の新オレンジプランを踏まえつつ、認知症初期集中支援チームの設置などによる認知症の初期段階での対応の充実や、認知症ライフサポートモデルに基づく認知症ケアパスの普及・活用、認知症ケア向上に資する研修等に取り組んでいきます。



<認知症? 「気づいて相談!」チェックシート>



<京都市版認知症ケアパス>

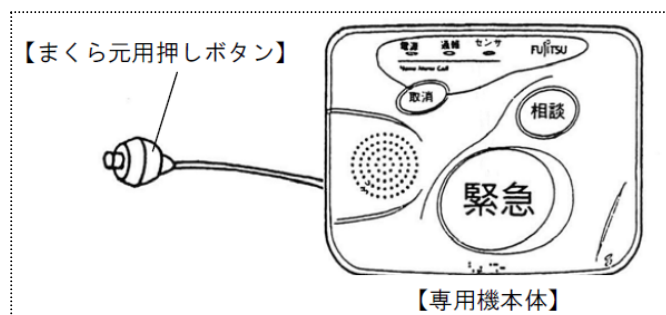
(3) ひとり暮らし高齢者等支援の推進

《取組内容》

- 高齢サポートの専門職員によるひとり暮らし高齢者全戸訪問事業について、引き続き、訪問活動を通して、高齢者を取り巻く地域の関係機関等が連携し、地域全体で高齢者を見守るネットワーク体制の強化を図るとともに、今後ますます増加・多様化する高齢者のニーズを的確に把握・対応できるよう、これまでの事業の実施状況を分析のうえ、今後のあり方を検討します。
- 高齢者が地域の中で安心して暮らし続けられるよう、地域福祉組織等との情報共有による地域における見守り体制を推進するとともに、民生委員・児童委員、老人福祉員、社会福祉協議会等による相談・援助活動を推進します。【再掲】
- すこやかクラブ京都（老人クラブ）が行っている、安否確認を兼ねた会員訪問や、話し相手となるなどの友愛活動が更に広がっていくよう支援します。
- 緊急の事態が発生したときに、通報装置の緊急ボタンを押すと消防指令センターに通報され、救急車等が駆け付けるとともに、相談ボタンを押すと看護師などの資格を有する専門の相談員による保健・健康に関する相談が受けられるあんしんネット119（緊急通報システム）の運用を推進します。

《施策・事業》

- ひとり暮らし高齢者全戸訪問事業の推進《充実》
- 地域における見守り体制の推進（再掲）
- 民生委員・児童委員、老人福祉員による相談活動の推進（再掲）
- すこやかクラブ京都（老人クラブ）による在宅福祉を支える友愛活動への支援
- あんしんネット119（緊急通報システム）事業の推進



<あんしんネット119>